

事務連絡  
令和6年5月29日

各 国 公 私 立 大 学  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校  
各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課  
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 擁 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

御中

文 部 科 学 省  
高等教育局参事官（国際担当）

### 在留届の運用の変更（日本出発前の届出）について（周知依頼）

標題に関して、別添のとおり外務省より在留届の運用の変更について周知依頼がまいりました。

従来から海外に3か月以上滞在する学生については在留届の提出を求められていたところですが、今般、従来の運用を見直し、日本出発前でも現地到着の90日前から、住所が未定であってもオンラインにて在留届を届け出ることが可能となりました。なお、3か月未満の短期留学や海外旅行の場合には、「たびレジ」への登録を推奨されております。

つきましては、外務省からの事務連絡の内容について御確認いただくとともに、日本人学生等に対して下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件担当>

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室

TEL：03-5253-4111（内線 3360、2518）

E-mail: ryu-anzen@mext.go.jp

領政第5370号

令和6年5月23日

文部科学省 高等教育局 参事官 殿

外務省領事局政策課長

(公印省略)

在留届の運用の変更（日本出発前の届出）について（周知依頼）

従来から、当省は、貴省と共に海外に留学する学生の安全対策支援に取り組んできており、3か月以上海外に滞在する学生に対して、教育機関をつうじて在留届の届出についての働きかけを行ってまいりました。

教育機関においても、海外に留学する学生に対する在留届の届出の勧奨に努めていることは承知していますが、従来の在留届の運用では、海外の滞在地に到着し、住所が確定した後でなければ届出ができなかったため、すでに海外に滞在する学生の届出の確認は容易ではなく、また学生側も生活の立ち上げ等の多忙から、必ずしも適時の届出がなされていなかったと承知しています。

今般、当省では、従来の運用を見直し、日本出発前でも、現地到着の90日前から、住所が未定であってもオンラインにて在留届を届け出ることを可能としました。これにより、出発前の準備の一環として在留届の届出が可能となり、また留学生は現地到着前から留学先の国・地域を管轄する在外公館が発信する安全情報の配信を受けることができるため、留学生の安全対策の向上が期待できます。

上記を踏まえ、各教育機関に対して、在留届の運用の変更について周知いただくとともに、届出の徹底を重ねて呼び掛けていただくようお願いいたします。

なお、3 か月未満の短期留学や海外旅行の場合には、「たびレジ」への登録を呼びかけておりますので、「たびレジ」についても併せて周知いただきますよう御協力をお願いします。

#### 記

- オンライン在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
- 「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

#### 【本件担当】

外務省 領事局 政策課 大森  
東京都千代田区霞が関 2-2-1  
TEL: 03-5501-8000 (内線 5972)  
[soichiro.omori@mofa.go.jp](mailto:soichiro.omori@mofa.go.jp)